

相談支援体制のあり方に関する提言について

1 提言提出までの経緯

本市では、これまで寄せられた相談支援事業所等からの意見・要望等を踏まえ、令和元年11月、相談支援体制のあり方について協議する場として、「青森市障がい者自立支援協議会」内に「相談支援部会」を設置したところ。同部会で全6回協議を行い、令和3年2月に開催した同協議会にて、本市への「今後の障がい者に対する相談支援体制のあり方に関する提言」の提出が決定され、同月、提出された。

2 提言の内容

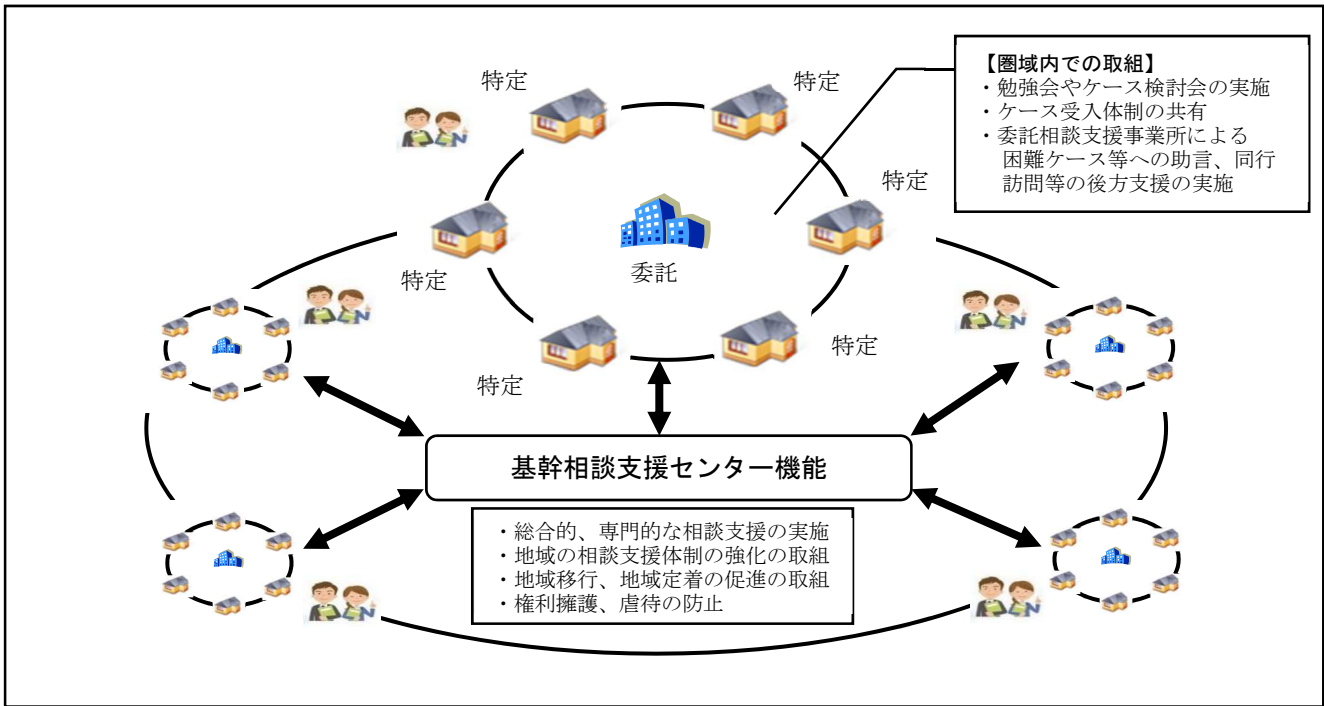
I 相談支援事業所間の連携強化

- ①委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組
 - 1) 委託相談支援事業所5ヵ所を中心とした圏域形成
 - 2) 委託相談支援事業所による特定相談支援事業所への支援
 - ・ 困難ケースへの助言、同行訪問等の後方支援の実施
- ②相談支援事業所間の役割の共有
 - 1) 委託相談支援事業所の実働報告の場の設定

II 相談支援体制の強化

- ①「基幹相談支援センター」機能の充実に向けた検討

【委託相談支援事業所を中心とした圏域化のイメージ図】



III 委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所の機能強化

- ①委託相談支援事業所・特定相談支援事業所間のケース引継ぎの体制確保
 - 1) 委託相談支援事業所から特定相談支援事業所への計画相談支援のケース引継ぎ
 - 2) 長期にわたる基本相談支援の特定相談支援事業所から委託相談支援事業所へのケース引継ぎ

3 提言を踏まえた本市における取組状況

○委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組

令和2年11月から、市内一圏域（委託相談支援事業所やましろを中心とした西部地区）でモデル的に実施。その実施状況を踏まえ、令和3年8月から市内全圏域で圏域毎の取組を開始。

○相談支援事業所間の役割の共有

令和2年度から「青森市障がい者自立支援協議会」及び「相談支援事業所連絡会議」において、委託相談支援事業所の実働報告を実施。